

第 57 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 6 月 11 日（金） 14：30～14：50

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

本部長発言

ワクチン接種に関して、一点、お知らせする。

東京オリンピック・パラリンピックの警備のために香川県警から首都圏に派遣する警察官について、知事の判断でワクチン接種を行うこととした。

現在、県内では、高齢者への接種が行われている段階で、警察官への接種は、一部の市町において、キャンセルが発生した場合に、廃棄を防ぐため、緊急的に警察官に接種する場合を除き、行われていない。

しかし、公的な用務で首都圏に派遣され、不特定多数の方と接する可能性が高いこと、また、万一、感染した場合にウイルスを持ち帰ってしまうリスクが高いことなどの観点から判断した。

対象の人数については、治安上の理由から公表しないこととなっているため、ご理解いただきたい。

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

感染状況については、先ほど、健康福祉部長から説明があったが、パネルに記載のとおり、昨日現在の直近 1 週間の累積新規感染者数は 35 人と、5 月下旬以降、減少傾向にある。

一方、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率については、5 月中旬には国のステージⅣの目安 50% を大きく超える約 63% まで達したが、その後、新規感染者数の減少に後を追う形で徐々に減少し、現在では、国のステージⅢの目安 20% 前後の水準となっている。

4 月上旬、そして 5 月上旬から中旬にかけてのいわゆる「感染急拡大」の状況から脱することができ、現在の水準までになってきたのも、県民の皆さま、事業者の皆さまが、これまでの様々な感染拡大防止対策に、ご理解、ご協力いただいたお陰であり、心から感謝申し上げます。

感染拡大の防止に向けた対策の柱の 1 つとして、特措法に基づく国の基本的対処方針にも定められている、飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請については、4 月 7 日以降、4 次に行ってきた。

飲食の場が「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく、感染リスクが高いと指摘されていること、さらに、新規感染者のうち飲食店を利用していた方の割合が一定水準にあること、などを踏まえた対策であるが、これまでの民間の調査結果において夜間の人出が対策強化前に比べて 3 割程度減少するなど、感染リスクの低減につながったものと考え

えている。

この飲食店への営業時間短縮の協力要請については、現在の感染状況等を踏まえ、期限の6月14日（月）で終了することとする。

飲食店をはじめとする事業者の皆さま、利用者の皆さまのこれまでのご協力に、重ねて御礼申し上げますとともに、この後、説明する「かがわ安心飲食店認証制度」の趣旨をご理解いただき、安心して飲食を楽しんでいただくため、飲食店の感染防止対策に、引き続きご協力いただくようお願いする。

本県における現在の感染状況については、先ほど申したとおり、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率は、依然として、国のステージⅢの目安20%前後の水準にあり、今後の推移を見極める必要がある。

また、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象区域など、近県を含む全国の感染状況について注視する必要がある。

また、ウイルスの種類がいわゆる変異株に置き換わった現時点で、各種の対策を講じても、感染拡大の抑制、新規感染者数の減少につながるまで、より長い期間を要しており、可能な限り感染状況を抑える必要があること。いわゆる、インド株（デルタ株）等の変異株など、感染力がさらに強いとされる新たな変異株が全国各地で確認されており、本県における今後の発生も懸念されること。

加えて、感染拡大防止と社会経済活動正常化の切り札とされるワクチン接種が喫緊の重要課題となる中、いわゆる打ち手となる医師等の医療従事者を確保するためにも、本県の医療提供体制への負荷を軽減したいこと。

こうした状況を踏まえ、対策期の設定については、現行対策期の6月20日までの間は、引き続き、県独自の「医療ひっ迫警戒警報」のもと、感染拡大防止に向けた必要な対策を行うとともに、対策の実施、継続等について慎重に判断したいと考えている。

ここで、改めて、本県の医療を守るべく、県民の皆さまへお願いする。パネルに記載のとおり、

- ・不要不急の外出、他の都道府県との往来は、慎重に検討していただきたい。
- ・人混みを避け、混雑している場所や時間を避けて行動をお願いする。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛していただきたい。
- ・マスクは、飲食時もきちんと着用し、感染防止対策を徹底して行動するようお願いする。

また、会食に当たっては、お一人お一人の高い意識が感染拡大を防ぐことにつながる。パネルに記載のとおり、

- ・会食の中で会話をする時は、きちんとマスクを着用していただきたい。
- ・人数が増えるほど感染リスクが高まるといわれている。会食は、短時間で、できるだけ、普段一緒にいる人で、家族か、4人まででお願いする。
- ・食事の際には、正面や真横に座ることはなるべく避けていただき、斜め向かいに座るようお願いする。
- ・換気が良く、座席間の距離も十分で、必要に応じ適切な大きさのアクリル板が設置されてい

るなど、ガイドラインを遵守したお店、そして、混雑していないお店を選んでいただくようお願いする。

私としても、引き続き、感染拡大の防止、社会経済活動の維持・回復との両立に向けて、全力で取り組むので、県民の皆さま、事業者の皆さまのご理解、ご協力をお願いする。

議題3「かがわ安心飲食店認証制度及び認証取得補助金について」

本部長発言

この認証制度は、これまでも申してきたとおり、感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証するものであり、飲食店の申請により、現地確認のうえ、県が定める認証基準に適合することが確認できた施設に対し、認証ステッカーを交付し、ウェブサイトで当該認証店のリストを公開するものである。

こちらのパネルが、かがわ安心飲食認証店のステッカーになる。このステッカーを貼っているお店が認証店ということになる。

主な認証基準のポイントは、来店者の感染予防として、飲食店の入場時の手指消毒の呼びかけや、飲食時以外のマスク着用の周知、食事・店内利用として、テーブル間及びテーブル内のアクリル板の設置又は座席間の1m以上の間隔確保、従業員の感染症予防として、業務開始前の検温・体調確認、施設・設備の衛生管理として、十分な換気の確保のほか、チェックリストの作成・公表、感染者発生に備えた対処方針などについて定めている。

この認証制度導入のインセンティブとして、認証基準に適合するよう対策に要した経費を支援する認証取得補助金を設けることとした。補助上限額は、施設規模に応じて、それぞれ、15万円以内、20万円以内、25万円以内としている。対象経費については、認証制度開始後に限らず、飲食店に感染防止対策の徹底の協力要請を行った令和3年4月4日の「感染拡大防止集中対策期」以降に取得したのもも対象としている。

補助率については、テーブルに設置するアクリル板やビニールカーテン、消毒液の設置など基本的な感染防止対策として必要となる経費については、補助率10/10、キャッシュレス決済端末や非接触型体温計、換気設備の設置など、その他の感染防止対策に係る経費については、補助率3/4としている。

申請、問合せは、認証・補助制度とともに、6月14日（月）から、かがわ安心飲食店認証事務局で、受付を開始するので、飲食店の皆様においては、本制度の趣旨をご理解いただき、積極的に認証を取得するようお願いする。

議題4「Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について」

商工労働部長から資料に沿って説明

本部長発言

各部局におかれては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆さまの安全・安心の確保を図るため、連携して対応にあたっていただきたい。